

令和元年（2019年）10月11日

平塚市教育委員会  
教育長 吉野 雅裕 様

平塚市立学校事故・事件等調査委員会  
委員長 堀井 雅道

## 平塚市立学校における授業中の児童死亡事件に関する検証について(答申)

平成29年9月29日付け、29平教総第1042号において諮問がありました内容について、下記及び別添「平塚市立学校における授業中の児童死亡事件に関する検証報告書」の通り、答申いたします。

### 記

#### 1 事件発生に至る要因分析についての検証

被害児童が「図工」の授業時間中に、校地外の当該学校の正門の前で学習活動をしていたのは、担任教諭が安全に配慮せず、安易に許可したためであり、被害児童には全く非がない。このように担任教諭が被害児童を含む児童たちの校地外における学習活動を安易に許可したことが本事件発生の根本的な要因である。また、校長による「週案」等を通じた教育課程の管理が不十分だったことは、担任教諭の独断で容易に授業（単元）の計画時間を延長できる状況を生じさせ、結果的に本事件の発生に至ってしまったことをふまえると、本事件の重大な背景的要因である。また、校長や教頭が日常的に校地内外を巡回、点検しておらず、被害児童をふくむ児童たちの校地外における学習活動を把握していなかったことをはじめ安全管理が不十分だったことも本事件の重大な背景的要因である。

これに加え、教頭と他1名の自家用車が日常的に「正門」前の校地外のスペースに駐車されていたことや、当該学校が保護者の自家用車による送迎や駐停車の状況とルールの周知徹底の状況等を把握していなかったことをふまえると、当該学校の交通環境における安全管理は不十分であり瑕疵があった。このことは、加害者が当該学校へ事前連絡もせずに安易に自家用車で来校し、被害児童を轢くに至る状況を生じさせたと考えられ、本事件を発生させた根本的要因である。

#### 2 学校及び平塚市教育委員会の事件発生直後の初期対応についての検証

被害児童の救急要請については特に問題が見受けられないが、被害児童の保護者（両親）への緊急連絡について、緊急連絡先を示す「児童票」の扱いや書式に課題があり、保護者に一次的に連絡が入らなかったために、被害児童の意識のあるうちに保護者が本事件発生現場へ駆けつけられなかった等の問題があった。

また、本事件発生直後に、当該学校が被害児童の同級児童たちへ簡単に指導を行い、十分なケアをせずに、そのまま下校をさせた点は、本事件発生を断片的に知り心的な動揺が相当あったと考えられる同級児童たちへの心理面への配慮に欠けており、児童たちの心理的ケアの面で課題を残した。

#### 3 学校及び平塚市教育委員会の事件発生後の御遺族対応についての検証

校長をはじめ当該学校は、初期対応の時点から遺族への対応に関する基本的な配慮や意識を著しく欠

いていた。特に、当初の保護者説明会については、校長の早期に保護者説明会を開催したいという都合を優先し、被害児童の通夜もすんでいない中で、遺族の了解が十分にとれないままにその実施日を被害児童の葬儀と同日にする等の準備を進めたことは、被害児童の遺族の心情に全く配慮していないものだった。また、校長が本事件について、声を荒げて「学校の責任は一部」等と遺族へ対応した点は遺族の当該学校に対する不信感を決定的にした。

他方、市教委についても、本事件の事実・原因等の究明に関する遺族の要望に応えないことや、本事件発生1年後に、本事件をふまえた全市の学校(園)における安全管理を徹底する対策について、遺族の了解を得ずに実施したこと等、遺族への対応について誠実さと丁寧さを欠いていた。

以上の当該学校と市教委の対応は、法的責任のみならず、倫理的・道義的責任への意識や姿勢が不十分であり、このような意識と姿勢について遺族が全く理解できず苦しむ中で、結果的に本事件の事実や原因等の究明、遺族の心理的及び社会的回復等の遅延を招くとともに、本事件が訴訟に至る根本的な要因となった。

#### 4 学校及び平塚市教育委員会の事件発生後の安全対策についての検証

当該学校及び市教委は、当面の安全対策を速やかに実施したものの、本事件の発生直後から遺族の要望があったにも関わらず、本事件の事実や原因を究明するための調査等を実施しなかったために、遺族にも納得のいく有効かつ根本的な安全対策を提示できなかった。

#### 5 学校及び平塚市教育委員会が今後執るべき対応についての提言

##### (1) 学校における事件等の防止に向けて 学校と市教委の使命感と法的責務の再認識

「交通安全」に関する「安全管理」の徹底 本事件類似案件の防止に向けて  
教育課程の管理の重要性の再確認

管理職・教職員等への「研修」の実施と「学校安全」強化月間(10月)の設定

学校保健安全法にもとづく取組の徹底と改善

「学校安全」の取組の組織的担保 「学校安全」担当の創設

「インターナショナルセーフスクール」認証に向けた検討

##### (2) 学校における事件等の「事後対応」に係る体制の整備

各校・市教委の「事後対応」の役割分担等の改善と明確化 「危機管理マニュアル」の作成と改善

事件等の調査に係る調査・報告体制の整備 文科省「学校事故対応に関する指針」をもとに

学校緊急事案における心理的支援の確認と体制整備

##### (3) 学校における事件等に関わる法体制の改善

国への提言 学校の事件等に関する調査等の改善と法制化

県教委への提言 市町村教委等との協力関係の改善

以上について、市教委は別添「平塚市立学校における授業中の児童死亡事件に関する検証報告書」を十分精査し、本事件と類似する事件も含め、学校における痛ましい事件等を二度と発生させることがないように、全市の学校(園)とともに再発防止と「学校安全」に係る取組の徹底に全力を尽くしていただきたい。特に、上記の再発防止・改善策に係る提言のうち、市教委等が法令上の権限と責任の範囲内で取り組むことができるものについては、今後3年程度を目処に、市教委はその取り組み状況を点検、評価することを求める。